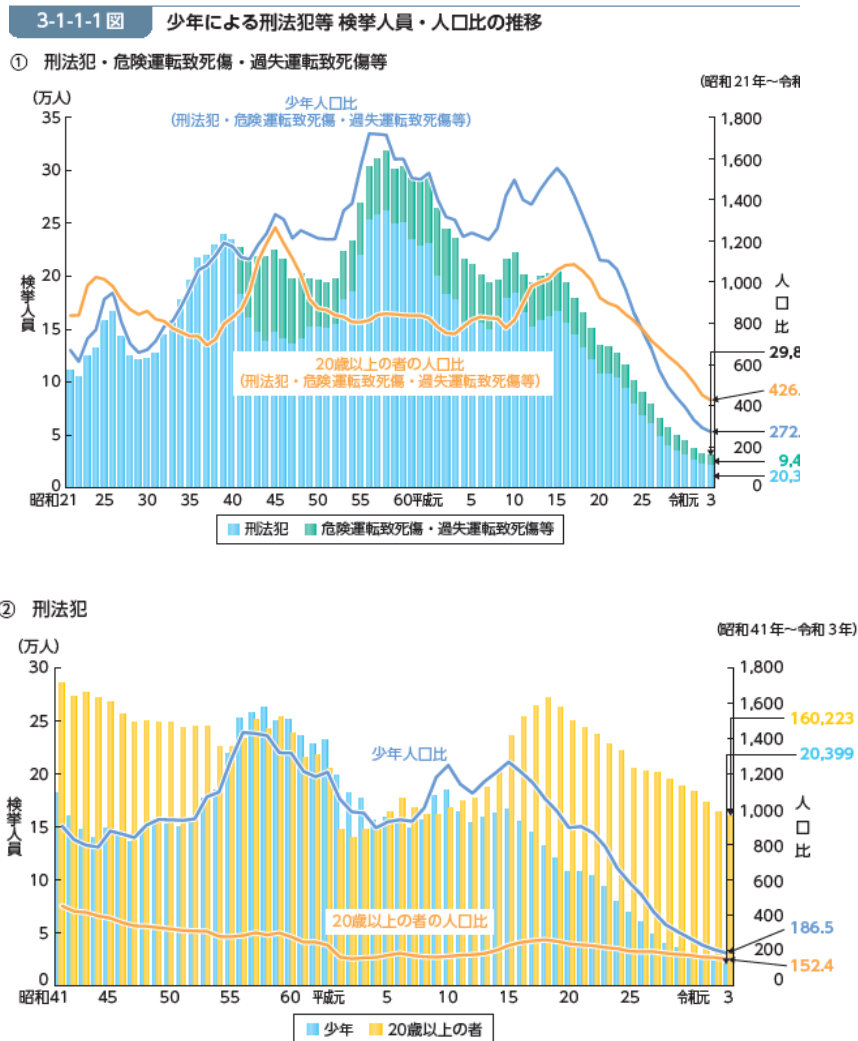


1 少年刑法犯等の検挙人員

少年非行¹の大部分は刑法に触れる行為をした場合である。そこで、少年非行の全体的な推移をみるために、少年による刑法犯等の検挙人員をまとめた図1をみよう。

図1（犯罪白書 2022年版 3-1-1-1 図）少年刑法犯等検挙人員・人口比の推移



注 1 警察庁の統計、警察庁交通局の資料及び総務省統計局の人口資料による。
 2 犯行時の年齢による。ただし、検挙時に20歳以上であった者は、20歳以上の者として計上している。
 3 触法少年の輔導人員を含む。
 4 「少年人口比」は、10歳以上の少年10万人当たりの、「20歳以上の者の人口比」は、20歳以上の者10万人当たりの、それぞれの検挙人員である。
 5 昭和40年以前は、道路上の交通事故に係らない業務上（重）過失致死傷はもとより、道路上の交通事故に係る業務上（重）過失致死傷についても、「刑法犯」に含めて計上している。
 6 ①において、昭和45年以降は、過失運転致死傷等による触法少年を除く。

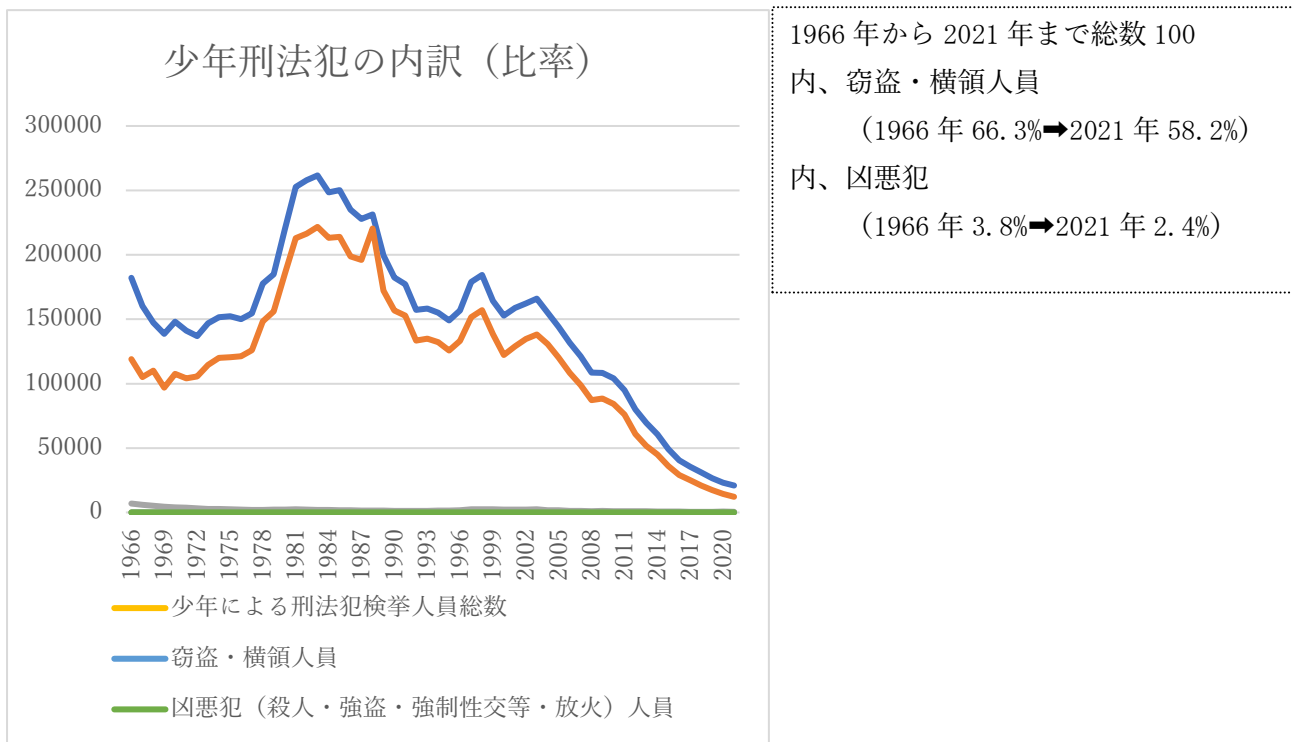
2 少年による刑法犯検挙人員の内訳

- ・少年非行の大半は窃盗・横領
- ・少年非行の増減はその検挙人員で左右される

¹ 「非行」という概念は少年法3条の対象である「犯罪少年」「触法少年」「虞犯少年」を総称したもの。少年法は「犯罪」といわず「非行」という。もっともこの資料は主に警察の統計であり、「虞犯」も入っていない。

図2 少年による刑法犯検挙人員の内訳 (比率)

(暦年の犯罪白書より作成・・・ただし2015年版まで「少年による一般刑法犯検挙人員」という表記で数値が出されていた)【※凶悪犯＝殺人・強盗・強姦(強制性交等)・放火(未遂含む)】

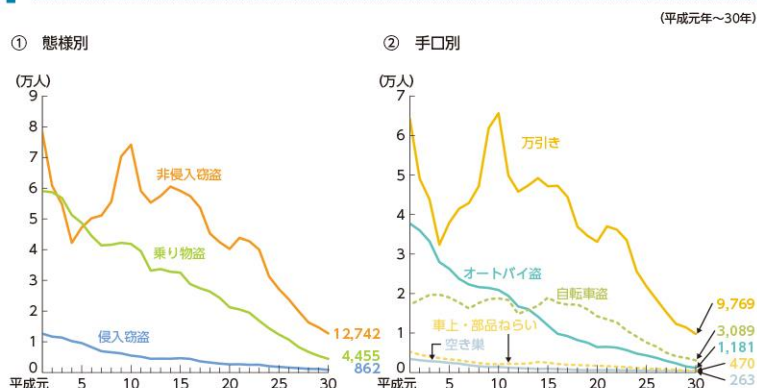


窃盗・横領の比率は2010年まで80%超えがずっと続いていたし、凶悪犯も2006年から2011年まで1%以下が続いた。しかし、最新データでは総数100%中、少年による刑法犯検挙人員に占める凶悪犯の割合は(1966年3.8%→2021は2.44%)であり、窃盗・横領(ほぼ占有離脱物横領)の割合は(1966年66.3%→2021年58.2%と高まっている)である。

少年刑法犯総数が極度に少なくなる中、窃盗・横領が占める比率が低まり、凶悪犯罪の比率が高まっていると判断される。ただいづれにしても少年刑法犯検挙人員は、依然として窃盗・横領の検挙人員数が過半数を占め、窃盗・横領の増減で左右されることがわかる。→図3

図3 (犯罪白書(2019年版 2-2-1-10図)のように、窃盗犯の中心を占めているのは万引き・自転車盗・オートバイ盗。これらは警察官による街頭活動に大きく左右される。

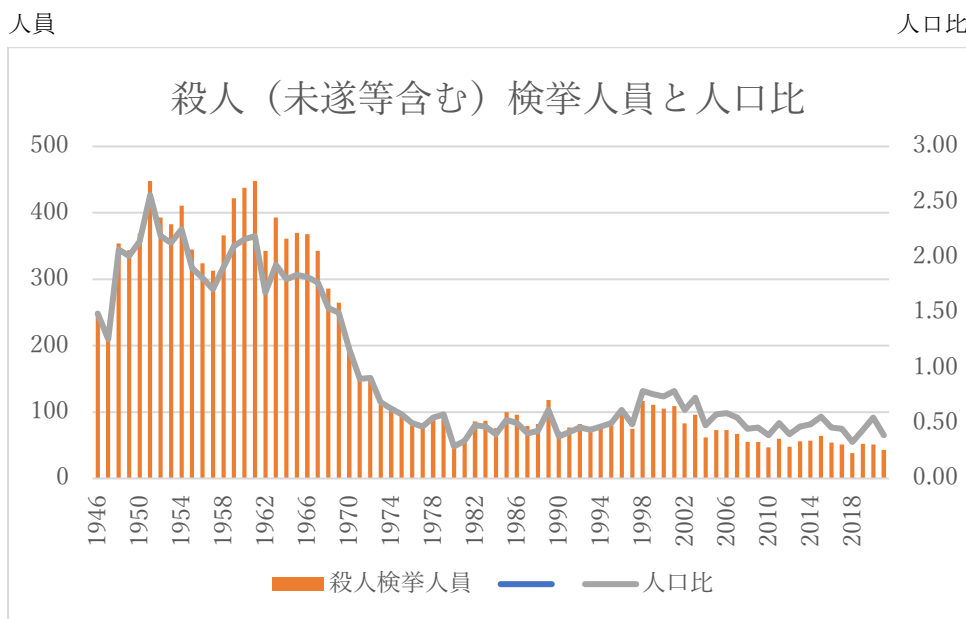
2-2-1-10図 少年による窃盗 検挙人員の推移 (態様別, 手口別)



3 凶悪化はあるのか

図2にあるように、刑法犯全体で見ると「凶悪犯」の占める比率が高くなっているが、全体が著しく減少している中での比率である。殺人に関しては以下図4のとおり人員でも人口比でも大きく減少している。

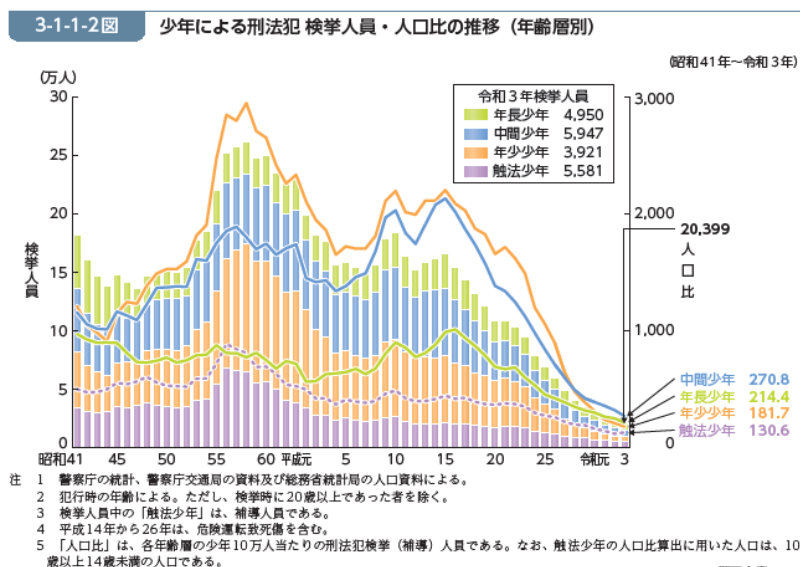
図4 殺人（未遂等含む）の検挙人員（暦年の犯罪白書より作成）・・・人口比は10歳以上の少年10万人当たりの数値



4 低年齢化はあるのか 刑法犯検挙人員の年齢別人口比の推移

図5のように、検挙人員も人口比でも年少少年（14歳と15歳）は以前より下がっているし、触法少年（14歳未満）も同様である。なお、後に登場する図7、表1も参照のこと

図5（犯罪白書 2022年版 3-1-1-2図）



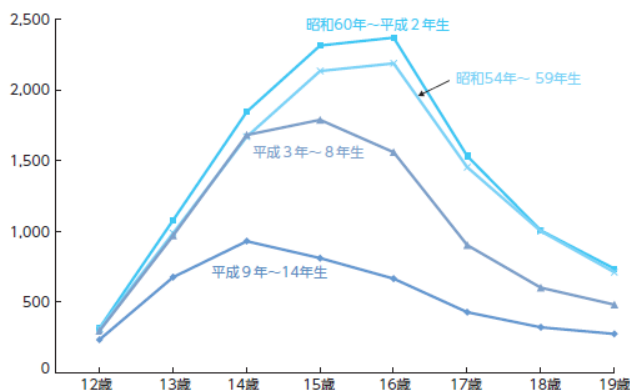
注 1 警察庁の統計、警察庁交通局の資料及び総務省統計局の人口資料による。
 2 犯行時の年齢による。ただし、検挙時に20歳以上であった者を除く。
 3 検挙人員中の「触法少年」は、補導人員である。
 4 平成14年から26年は、危険運転致死傷を含む。
 5 「人口比」は、各年齢層の少年10万人当たりの刑法犯検挙（補導）人員である。なお、触法少年の人口比算出に用いた人口は、10歳以上14歳未満の人口である。

ただ、次の「非行少年率」では昨今（1997年から2002年生）のピークは14歳になっているが・・・

5 非行少年率 非行のピーク

図6

3-1-1-3 図 少年による刑法犯 非行少年率の推移



いつの時代でも、16歳をすぎると急激に非行から遠ざかっている

注 1 警察庁の統計、警察庁交通局の資料及び総務省統計局の人口資料による。
 2 犯行時の年齢による。ただし、検挙時に20歳以上であった者を除く。
 3 平成14年から26年の検挙人員については、危険運転致死傷によるものを含む。
 4 「非行少年率」は、各世代について、当時における各年齢の者10万人当たりの刑法犯検挙（補導）人員をいう。

非行のピークは、以前は14歳だった。だが非行増大がピークになったところから15から17歳がピークに。そこからまた下がり、最近では14歳が（図6）犯罪白書2022年版3-1-1-3図）。なお非行総数との関係は図1と対比されたい。

だが、いつの時代でも16歳をすぎると急激に非行から遠ざかっている（図6）。

7 就学・就労状況 教育程度

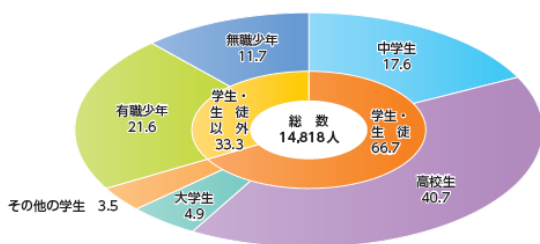
図7（犯罪白書2022年版3-1-1-5図）

（3）就学・就労状況

令和3年における犯罪少年による刑法犯の検挙人員の就学・就労状況別構成比を見ると、3-1-1-5図のとおりである。

3-1-1-5 図 少年による刑法犯 検挙人員の就学・就労状況別構成比

（令和3年）



注 1 警察庁の統計による。
 2 犯行時の就学・就労状況による。
 3 犯行時の年齢による。ただし、検挙時に20歳以上であった者を除く。
 4 触法少年の補導人員を含まない。

1990年に入り、それまでトップだった中学生にかわり、高校生がトップに（犯罪白書2022年版の3-1-1-5図・・・図7）。その傾向は現在も同じだが、その後、中学生の増加、高校生の減少がみられるが、依然高校生がトップ（ただし、これらには触法少年が入っていない）。また、就労別では以前は無職少年が多かったが、昨今は有職少年が多い。高等教育進学率 80%を超える²中、有職少年は中学卒・高

² 「令和3年度学校基本調査」によれば、「大学（学部）・短期大学（本科）進学率は58.9%、専門学校進学率は24.0%

校中退で働いていると思われる。格差社会が拡大する中、有職少年の比率の高さは学歴格差問題が潜んでいると思われる。表2は、少年院新収容者の教育程度を分析したものである。

表1 少年による刑法犯検挙人員の就学就労状況別構成比（2021年版犯罪白書より作成）

	総数 (人)	中学生 (%)	高校生 (%)	大学生 (%)	その他の 学生 (%)	有職少年 (%)	無職少年 (%)
2005	123,715	27.8	43.3	4.6	3.4	9.1	11.9
2006	112,817	27.9	42.4	5.2	3.2	9.8	11.6
2007	103,224	29.6	41.4	5.2	2.8	10.2	11.0
2008	90,966	31.0	39.8	5.0	2.5	10.7	11.0
2009	90,282	33.2	38.6	4.8	2.2	9.2	11.9
2010	84,846	32.8	39.5	4.9	2.3	9.1	11.4
2011	77,696	33.1	39.0	4.7	2.3	9.5	11.4
2012	65,448	31.9	38.4	4.7	2.5	11.1	11.3
2013	56,469	32.7	37.2	4.2	2.3	12.3	11.2
2014	46,361	31.8	36.6	4.2	2.7	14.1	10.5
2015	38,921	28.1	37.7	4.9	2.5	15.9	10.9
2016	31,516	25.3	37.8	5.3	2.8	17.5	11.2
2017	26,792	23.2	38.1	5.7	2.9	18.4	11.7
2018	23,489	19.7	39.0	5.8	3.2	19.6	12.6
2019	19,914	17.2	40.0	5.9	3.3	21.4	12.2
2020	17,466	17.2	40.1	4.8	3.4	22.7	11.8

表2 少年院新収容者教育程度（暦年の少年矯正統計年報より作成）

年	総数（人）	中学校卒業	高校中退
2017	2124	612 (28.5)	803 (37.4)
2018	2108	533 (25.3)	862 (40.9)
2019	1727	421 (24.4)	693 (40.1)
2020	1624	336(20.7)	708(43.6)
2021	1377	317(23.0)	558(40.5)

※「令和3年度児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査結果について」によれば、「高校中退率」は2001年度までの2.6%をピークに徐々に下がり傾向、2017年度は1.3%、2018年度は1.4%、2019年度1.3%、2020年度1.1%。ただ2021年は1.2%になっている。少年院収容者のその比率は抜きん出て高い。表にあるように「中学校卒業」の比率も高い。この数年中学校卒が減りながら高校中退比率が増えているという現象も出てきている。しかもいずれも（本表には未掲載だが）少年鑑別所より少年院新収容者の方がその比率が高い。非行の結果高校に進学できなかった、あるいは高校中退になったという事情も考え得るが、非行少年の家庭における貧困率の高さ（「少年鑑別所収容者」より「少年院収容者」の方が高い）をみると、非行と教育格差という事実を無視することはできない。

8 再非行

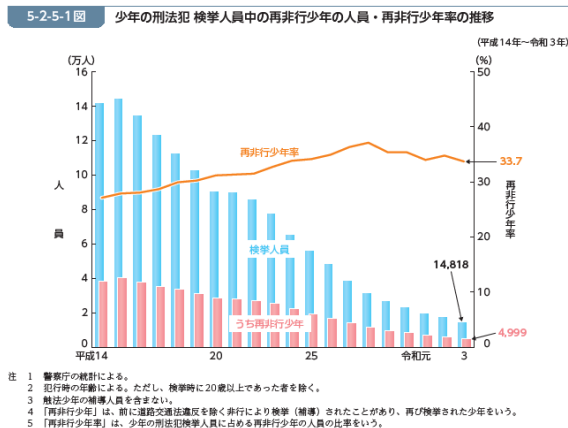
(1) 再非行少年率

再非行少年率とは検挙人員に占める再非行少年の人員の比率

で、高等教育進学率は合計82.9%である。

・・・昨今「少年の再犯率が高くなっている」とセンセーショナルに報道されたが、少年全体における再犯率が高くなったのではない。図8のように検挙される少年の人員が全体に減少しているからそのなかで再非行の少年の比率が増えているだけである。

図8（犯罪白書 2022年版 5-2-5-1 図より）



注 1 警察庁の統計による。
 2 再犯率の年齢による。ただし、検挙時に20歳以上であった者を除く。
 3 検法少年の指導人員を含まない。
 4 「再非行少年」は、前に道路交通法違反を除く非行により検挙（指導）されたことがあり、再び検挙された少年をいう。
 5 「再非行少年率」は、少年の刑務所検挙人員に占める再非行少年の人員の比率をいう。

(2) 保護観察対象少年の再処分率

ここでいう保護観察対象少年とは少年法 24 条の保護処分としての保護観察（1号観察）と少年院を仮退院した後収容期間の満了日まで、または本退院までの期間受ける保護観察（2号観察）の2種である。

表3 保護観察対象少年の再処分率の推移（犯罪白書 2022年版 5-2-5-5 表より）

5-2-5-5 表 保護観察対象少年の再処分率の推移 (平成24年～令和3年)

年次	保護観察終了人員	再処分率	処 分 内 容							
			懲役・禁錮			罰 金		少年院送致	保護観察	その他
			実刑	一部執行猶予	全部執行猶予	一般	交通			
24年	15,614	18.8	0.2	...	0.5	0.2	0.8	9.2	7.9	0.1
25	14,333	17.6	0.1	...	0.4	0.3	0.6	8.6	7.5	0.1
26	13,782	16.4	0.2	...	0.4	0.2	0.6	8.1	6.8	0.1
27	13,213	17.1	0.2	...	0.6	0.2	0.6	8.1	7.3	0.1
28	11,728	17.5	0.2	-	0.6	0.3	0.7	8.0	7.7	0.1
29	10,584	17.2	0.2	-	0.5	0.2	0.7	8.3	7.1	0.2
30	9,533	16.5	0.2	0.0	0.6	0.3	0.6	8.1	6.5	0.2
元	8,557	16.8	0.2	0.0	0.8	0.2	0.7	7.5	7.1	0.2
2	7,659	16.3	0.2	0.0	0.6	0.3	0.7	7.9	6.3	0.2
3	7,570	16.1	0.2	-	0.9	0.4	0.9	7.3	6.3	0.2

年次	保護観察終了人員	再処分率	処 分 内 容							
			懲役・禁錮			罰 金		少年院送致	保護観察	その他
			実刑	一部執行猶予	全部執行猶予	一般	交通			
24年	3,681	23.1	0.1	...	0.3	0.1	0.6	15.9	6.1	-
25	3,354	21.2	0.2	...	0.2	0.1	0.4	14.2	5.8	0.1
26	3,312	20.8	0.3	...	0.4	0.2	0.6	13.7	5.7	-
27	3,250	20.4	0.1	...	0.3	0.1	0.8	12.8	6.2	0.1
28	3,169	22.0	0.1	-	0.4	0.2	0.6	13.9	6.6	0.2
29	2,859	20.1	-	-	0.2	-	0.8	13.4	5.5	0.1
30	2,672	20.4	0.1	-	0.3	0.0	0.6	12.8	6.3	0.3
元	2,292	18.8	0.1	-	0.1	-	0.4	12.1	5.9	0.1
2	2,144	19.5	0.2	-	0.2	0.0	0.4	13.5	5.0	0.0
3	1,808	17.5	-	-	0.1	0.1	0.6	11.8	5.0	-

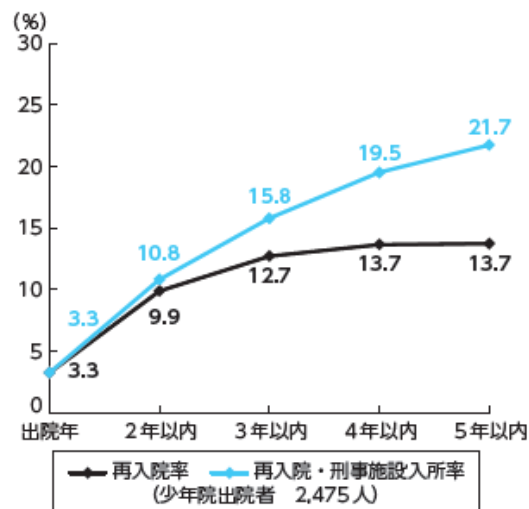
注 1 保護統計年報による。
 2 保護観察処分少年は、交通短期保護観察の対象者を除く。
 3 「再処分率」は、保護観察終了人員のうち、保護観察期間中に再非行・再犯により新たな保護処分又は刑事処分（施設送致申請による保護処分及び起訴猶予の処分を含む、刑事裁判については、その期間中に確定したものに限る。）を受けた者の人員の占める比率をいう。「処分内容」の分類は、各処分内容別の再処分率である。
 4 「罰金」のうち、「交通」は、過失運転致死傷等（刑法211条に規定する罪については、車両の運転によるものに限る。）並びに交通関係4法令及び道路運送法の各違反によるものであり、「一般」は、それ以外の罪によるものである。
 5 「その他」は、拘留、科料、起訴猶予、児童自立支援施設・児童養護施設送致等である。

(3) 少年院出院者の再入院率と再入院・刑事施設入所率

図9 犯罪白書 2021年版 5-2-5-5表より

5-2-5-3図 少年院出院者 5年以内の再入院率と再入院・刑事施設入所率

(平成29年)



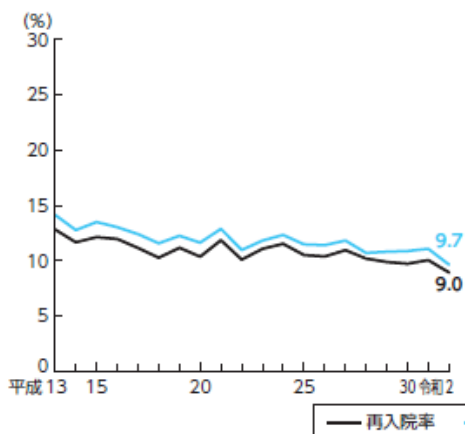
- 注 1 矯正統計年報及び法務省大臣官房司法法制部の資料による。
 2 「再入院率」は、平成29年の少年院出院者の人員に占める、同年から令和3年までの各年の年末までに、新たな少年院送致の決定により再入院した者の人員の比率をいう。
 3 「再入院・刑事施設入所率」は、平成29年の少年院出院者の人員に占める、同年から令和3年までの各年の年末までに、新たな少年院送致の決定により再入院した者又は受刑のため刑事施設に初めて入所した者の人員の比率をいう。なお、同一の出院者について、出院後、複数回再入院した場合又は再入院した後に刑事施設への入所がある場合には、その最初の再入院を計上している。

図10 2年以内、5年以内の上記（犯罪白書 2022年版 5-2-5-4図より）

5-2-5-4図 少年院出院者 再入院率と再入院・刑事施設入所率の推移

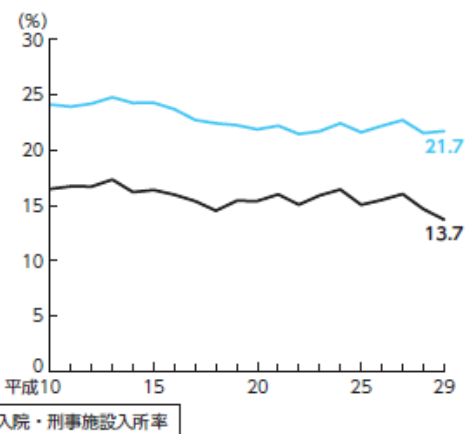
① 2年以内

(平成13年～令和2年)



② 5年以内

(平成10年～29年)

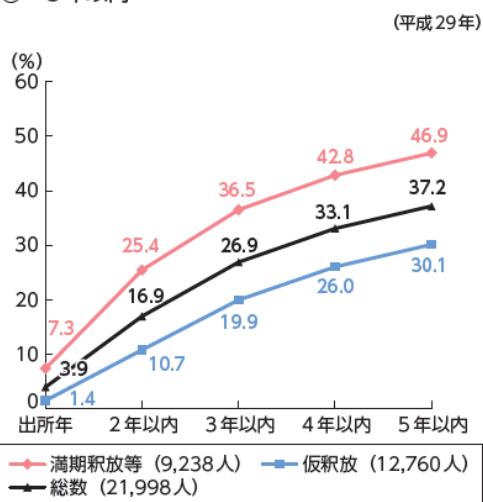


- 注 1 矯正統計年報及び法務省大臣官房司法法制部の資料による。
 2 「再入院率」は、各年の少年院出院者の人員に占める、出院年を1年目として、①では2年目（翌年）の、②では5年目の、それぞれ年末までに新たな少年院送致の決定により再入院した者の人員の比率をいう。
 3 「再入院・刑事施設入所率」は、各年の少年院出院者の人員に占める、出院年を1年目として、①では2年目（翌年）の、②では5年目の、それぞれ年末までに新たな少年院送致の決定により再入院した者又は受刑のため刑事施設に初めて入所した者の人員の比率をいう。なお、同一の出院者について、出院後、複数回再入院した場合又は再入院した後に刑事施設への入所がある場合には、その最初の再入院を計上している。

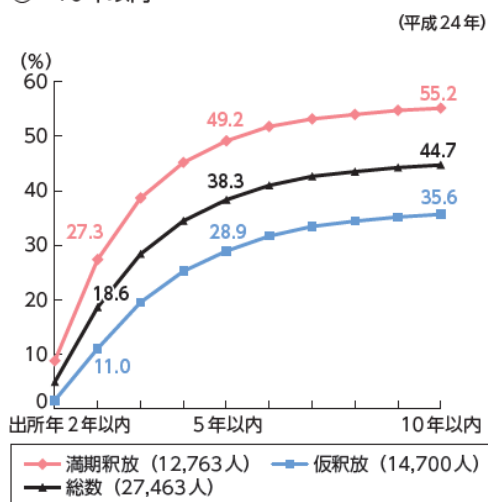
【参考】 刑務所出所者の再入率（犯罪白書 2022年版 5-2-3-6 図より）

5-2-3-6 図 出所受刑者の出所事由別再入率

① 5年以内



② 10年以内



- 注 1 法務省大臣官房司法法制部の資料による。
 2 前刑出所後の犯罪により再入所した者で、かつ、前刑出所事由が満期釈放等又は仮釈放の者を計上している。
 3 「再入率」は、①では平成29年の、②では24年の、各出所受刑者の人員に占める、それぞれ当該出所年から令和3年までの各年の年末までに再入所した者の人員の比率をいう。